



【発信日】令和2年5月13日

【問い合わせ先】

大野市役所（2階 ②5番窓口）

教育総務課 横田、前田

電話 0779-66-1111 内線 2808

「結の故郷奨学金」の返済猶予を実施

～新型コロナの影響を受ける返済者の納期限を半年延長～

大野市では、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化により「結の故郷奨学金」の返済が困難になった方を対象に、令和2年度の納期限を半年延長することとしますので、お知らせいたします。

記

1 返済猶予について

- (1) 猶予期間 納期限を**最大半年延長**
【令和2年度の納期限】
第1期分（納期限：6月1日 ⇒ 11月30日）
第2期分（納期限：8月31日 ⇒ 3月1日）
※第3・4期分の返済は、令和3年度にスライドします。それに伴い、当初の返済終了予定時期も半年延長されます。
※返済の猶予は、一定期間返済期限を延長する制度であり、返済すべき元金が免除されるものではありません。
- (2) 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で、経済状況が悪化し、結の故郷奨学金の返済が困難になった方
- (3) 申請手続き 申請書を記入し、5月29日（金）までに教育総務課へ提出
※申請書は、本年度分の納付書に同封して郵送します。

2 結の故郷奨学金制度について



- ・大学等に在学する者の修学上の経済的負担の軽減及びふるさと大野への帰郷促進を目的に設立された大野市独自の奨学金制度です（令和元年度をもって新規奨学生の募集を終了）。
- ・平成27年度より奨学金の貸与を開始し、現在貸与中の奨学生を含め、これまで述べ224名に貸与しています。
- ・返済期間内に大野市に居住する場合、結婚し夫婦で居住した場合は返済額の減額や免除の措置があります。

（参考 URL：大野市公式ウェブサイト-結の故郷奨学金制度）

<https://www.city.ono.fukui.jp/kosodate/kyoikuiinkai/shogakukin.html>

